



2023年7月6日

各 位

会 社 名 株式会社フェローテックホールディングス
 代 表 者 名 代表取締役社長 賀 賢 漢
 (コード番号：6890 東証スタンダード市場)
 問 合 せ 先 I R 室 長 野 田 耕 一
 (0 3 - 3 2 8 1 - 8 1 8 6)

(開示事項の経過) 当社中国持分法適用会社に対する訴訟及び反訴の判決に関するお知らせ (中建一局_電気)

株式会社フェローテックホールディングス(代表取締役社長 賀 賢漢、以下「当社」)は、2023年1月17日付「(開示事項の経過) 当社中国持分法適用会社に対する訴訟(控訴)に関するお知らせ(中建一局_電気)」にて開示した中建一局集団建設発展有限公司(以下、「中建一局」)との訴訟につきまして、浙江省高级人民法院より、2023年7月3日に判決文の送達を受けましたので、開示事項の経過として下記のとおりお知らせいたします。

なお、中建一局とは現在2つの区分(土木工事、電気設備工事)の訴訟及び反訴にて係争中ですが、今回の判決は電気設備工事部分の判決であり、土木工事部分と混同を避けるために本開示でタイトルに「電気」と明示しております。

記

1. 本件訴訟の相手方の概要

(1) 名 称	中建一局集団建設発展有限公司 (中建一局)
(2) 所 在 地	中国北京市朝阳区望花路西里 17 号楼
(3) 代表者の役職・氏名	法定代表人 廖鋼林

2. 当社持分法適用会社の概要 (2023年3月31日現在)

(1) 名 称	杭州中欣晶圆半导体股份有限公司 (CCMC)
(2) 所 在 地	中国浙江省杭州市钱塘新区東壘路 888 号
(3) 代表者の役職・氏名	法定代表人 賀 賢漢
(4) 事 業 内 容	半導体ウエーハの製造
(5) 資 本 金	5,032 百万中国元 (約 1,003 億円)
(6) 当 社 出 資 比 率	23.05%

※為替レート：1 中国元=19.94 円

3. 訴訟の経過

- ・2019年11月6日、当社の持分法適用会社である CCMC は、中建一局から、半導体ウエーハ工場建設工事の追加・変更工事代金等総額3億86百萬元(約76億9千7百万円)についての支払いを求める訴訟を浙江省杭州市中級人民法院に提起されました(訴状送達日は2019年12月19日)。同訴訟は、裁判所の裁定を受け、一旦取下げの上、土木工事契約と電気設備工事契約にそれぞれ基づく代金等支払請求の2つの訴訟に分けて再提訴されています。第43期(2022年度)連結会計期間末時点での請求金額の合計額は3億8

千万元（約75億7千7百万元）です。そのうち電気設備工事契約に係る部分の請求金額は9千5百万元（約18億9千4百万元）です。

- 2020年4月16日、CCMCは、中建一局に対して、工場建設工事遅延に伴う工事請負契約に基づく違約金、未完成工事の他業者への工事代金等として1億8千8百万元（約37億4千9百万元）の損害賠償請求を浙江省杭州市中級人民法院に反訴しました。前記の中建一局による再提訴に伴い、当該提訴も取下げの上、CCMCも土木工事契約と電気設備工事契約にそれぞれ基づく損害賠償請求の2つの訴訟に分けて再反訴しており、そのうち電気設備工事契約に係る部分の請求金額は1千3百万元（約2億5千9百万元）です。
- 2022年12月26日、浙江省杭州市中級人民法院は、1）CCMCは中建一局に対し、判決が確定した日から30日以内に工事代金39,144,182.19元（約7億8千万元）及び利息、訴訟費用を支払うこと、2）中建一局は、CCMCに対し、判決が確定した日から30日以内に工期の遅延賠償金195万元（約3千8百万元）及び訴訟費用を支払うこと、3）中建一局及びCCMCのその他請求を棄却すること等、を判決として言い渡しました。（送達受領日：2022年12月28日）
- 2023年1月7日、中建一局は電気訴訟の当該判決を不服として、浙江省高級人民法院に控訴いたしました。

4. 判決の要旨

(1) 裁判所 浙江省高級人民法院

(2) 判決日 2023年6月29日（送達受領日：2023年7月3日）

(3) 判決主文の概要

- ① CCMCは、中建一局に対し、判決が確定した日から30日以内に工事代金43,684,792.09元（約8億7千1百万元）を支払え。
- ② CCMCは、中建一局に対し、判決が確定した日から30日以内に工事代金43,684,792.09元（約8億7千1百万元）に対する2019年6月12日から支払済みまで利息を支払え。
- ③ 中建一局は、上記①工事代金につき、CCMCが本件電気機械設備を対象とする競売等により得られる代金に対し優先弁済権を有する。
- ④ 中建一局は、CCMCに対し、判決が確定した日から30日以内に工期の遅延賠償金195万元（約3千8百万元）を支払え。
- ⑤ 中建一局及びCCMCのその他請求を棄却する。
- ⑥ 本訴及び反訴の訴訟費用623,842元（約12百万元）であるところ、中建一局は293,650元（約6百万元）を負担し、CCMCは330,192元（約6百万元）を負担する。

5. 今後の見通し

中国の裁判は二審制であり、第二審判決が最終の確定判決となり、中建一局とCCMCは第二審判決を執行する必要があります。ただし、上記判決に対し、中建一局は最高人民法院に本裁判に誤りがあるとして再審請求を行なう可能性があります。現時点では中建一局からの再審請求は確認されておりませんが、もし中建一局が再審請求し受理されたと、上記判決は判決変更される可能性があります。今後、再審請求となった場合、同社側の正当性を主張してまいります。

なお、CCMCは、前期時点でこれらの訴訟に関する債務を合理的に見積り、同社の財務諸表に既に計上済です。本件が、当社の今期以降の業績に与える影響は軽微と考えられますが、今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上